

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 氏名(本籍) | ふる た ひろ し 古 田 博 司 (神奈川県) | | |
| 学位の種類 | 博 士 (法 学) | | |
| 学位記番号 | 博 乙 第 1599 号 | | |
| 学位授与年月日 | 平成12年3月24日 | | |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第2項該当 | | |
| 審査研究科 | 社会科学研究科 | | |
| 学位論文題目 | 李朝儒礼教化政策史研究 — 儒教思想の政治的実践と破綻に関する一考察 — | | |
| 主 査 | 筑波大学教授 | | 中 村 紀 一 |
| 副 査 | 筑波大学教授 | 法学博士 | 進 藤 榮 一 |
| 副 査 | 筑波大学教授 | 社会学博士 | 駒 井 洋 |
| 副 査 | 筑波大学教授 | 宗教学博士 | 荒 木 美智雄 |
| 副 査 | 東京家政学院筑波女子大学国際学部 | | 三 石 善 吉 |

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、中世朝鮮の李朝において、王朝権力が民衆の儒礼教化を目的として政策を立案し、国家規模でそれを実践した李朝前記の政策史と、それが定着することにより、かえって地方行政紊乱を招くことになった李朝後期の行政史を実証的に解明したものである。儒礼とは、一言でいえば儒教に基づく冠婚葬祭のマナーのことであり、本論文では葬祭法を中心に、教化政策の実践と破綻の過程を8章にわたって考察している。以下、各章の要旨をもとめておく。

第1章では、東洋政治研究における中国・朝鮮の東アジア王朝国家の権力構造に関する先行研究を検討し、李朝儒礼教化政策を分析するモデルを提示している。また、教化政策に関わりを有する王、官僚層（中央官僚と地方官僚）、そして被支配層である民衆の3つのファクターをあげ、支配層は民衆を儒教思想に基づいて教化する「政策」を推進しようとしても、それが有益でない場合には、民衆は速やかに対応処置（「対策」）を講ずるという東洋政治の権力構造の一端にも触れている。

第2章から第4章までは、李朝前期にみられた儒礼教化政策の展開過程が究明されている。すなわち、高麗末の仏教界の腐敗に悩んだ李朝は儒教をもってこれを刷新しようとし、朱子の礼による民衆教化に乗り出した。その教化は苛烈なものであり、仏教徒や巫覡（シャーマン）を弾圧してソウルから追放し、火葬したものは百叩き、不葬者は斬など、明国の『大明律』を刑罰の典拠として、儒礼教化を実践したのである。

まず、第2章では、儒礼教化政策による社会改造が行われる以前の葬祭法を、現存する史料を用いて復原することで、礼の教化が朝鮮社会をいかに改変してしまったかが、考察される。そこでは、風水思想の影響を受けた草墳、その後に二次葬、紙銭、廬墓の風習などが明らかにされ、これら古俗はすべて儒者の打倒対象となったことが述べられている。

第3章では、儒礼教化以前の古俗の一つであった廬墓（居廬）を主たる研究対象に教化政策の過程を論じている。廬墓とは、草墳の傍らに庵を編み、孝子は死者とともに3年間を過ごすという古俗であるが、朝鮮では美俗であるこの風習も、中華の正礼からみれば抹殺されるべき夷蕪の蕃風であり、教化政策立案者であった政府の大官（儒者）が礼節においていかにこれを解釈し納得しようとして苦悩したか、が問題とされる。

第4章は李朝前期の儒礼教化政策による朝鮮社会の変化を分析している。儒教立国した李朝の儒礼教化政策の三本柱は、埋葬、家廟、三年服喪であった。即時埋葬の強制は、上層階級において廬墓を朝鮮の美風とする習俗と衝突し、当初はその両方を各々奨励するという相反する政策となって表われ、混乱をきたした。儒官たちは、屋外で3年間廬墓するという古俗を、屋内で3年間喪に服するという儒礼に置き換える政策を進めていった。また民間の不葬者や火葬者には、『大明律』が適用され、厳罰に処せられた。しかし、草墳は厳格な法の科罪規定を欠いていたため、民衆の意欲を草墳と偷葬へと向かわしめた。立家廟政策は、家廟を建てる資力のある士族を対象に行われた。しかし朝鮮の士族は元来貧しく、官品と期間が考慮されて立家廟政策が推進されたが効を奏さず、代わりに祠堂や家に浄室を設け、神主の代わりに紙祠榜を祭るといって、今日の韓国の祭祀にも通底する形式が定着していった。また三年間服喪政策が民間にまで強制されたことは、李朝の大きな特徴であった。しかしこの政策も、役所の実務や軍役などの差役の実務者である民衆のサボタージュ等の「対策」により骨抜きにされ、三年服喪の教化拡大は16世紀初頭に法制化先送りして終焉した。

第5章では、李朝後期における儒礼教化政策の破綻の過程が、豊富な史料を用いて立証されている。埋葬強制のほぼ成功を見た17世紀後半より、すでに朝鮮にあった風水思想に根差した風水善地獲得の争奮戦が顕著となってくる。士族や地方官の墓所争いや土地強奪（占山・強占）が各地に起こり、墓所である山をめぐる訴訟（「山訟」）が頻発するようになった。占山・強占の甚だしきは王族や外戚によって実践された。一般民衆も風水善地の欲求は上層階級に劣らず、17世紀後半以降、偷葬といい、王陵や権力者の士族の墓地、官衙付近など、風水の精脈を得ていると想定される土地への秘密裏の埋葬へと駆り立てられていった。ここでは儒礼教化政策の辿るべく結末についての問題提起がなされている。

第6章では、士族の山争いの訴訟、いわゆる「山訟」を取り上げる。17世紀後半、士族の風水善地獲得戦は次第に激化し、占山は既成事実化した。結局、法典と王命との矛盾は解消されることなく、山訟は一層の拡大を見せ、権勢家は地方官と結託して裁判を有利に進めた。これに対抗する士族家では、上京して撃錚という直訴を行ったりした。

一方、中央政界では党争が一層激化し、その派閥争いは地方官を巻き込んで朝鮮全土に波及していった。この党争の行き着くところとして、1728年に戊申の地方反乱が勃発した。以後、謀反の告発に絡めて山訟の怨恨を晴らそうとする弾劾事件が頻発した。これらに対する裁判では、凶悪なもののみ王の直接尋問が行われた。撃錚や王の尋問は、下に賜う「仁治」であったが、自己の宗族の祖先の孝養を重んじる士族にあっては、その墓地獲得のエゴイズムの氾濫を押しとどめることができず、「法治」の不備とともに地方行政を紊乱へと陥れていった。

第7章では、李朝政治における「法治」と「仁治」の矛盾を、政策面において考察している。1746年、前代までの王の「伝教」や「下教」を盛り込んだ『統大典』が刊行され、「法治」が強められた。他方、1771年には「仁治」として「申聞鼓」という上告手段が復活する。「仁治」は弱小士族を救済し、「法治」は地方官・権勢家・士族の専横や暴力行為、占山を防ぐことを目的としていた。儒教論理からみて、墓山の獲得に邁進することは子孫の孝行であり、善であるが、「情理」よりみれば欲であり、自家エゴイズムであって王政の立場からはこれを抑圧せざるをえない。法は仁治を理想とすれば、ないほうが良いものであり、ゆえに法官は独立した力を持ちえなかった。こうした矛盾の中、教化政策は破綻への道を辿ることとなる。

第8章は、前7章についての内容を簡単に整理し、本論文の意義および今後の課題等に言及している。そこでは、(1) 儒礼が温室培養的に国家規模で実践された場合、どのような社会が現出するか、その事例を描き出したこと。(2) 儒教国家の政策決定がどのようになされたのか、王朝内部の史料から事例を豊富に提示して、従来概念としてのみ存在した「仁治」「法治」という語彙に、実態を与えたということ。(3) 儒教思想の思想教化が厳格に行われた場合、あたかも西洋においてキリスト教の普及と異端尋問が、それまでの土着の信仰や他宗教を尽く異端として絶滅せしめたのと類似の効果をもたらすものであることを、東洋の一小国において実証したこと。(4) いわば思想の持つ矛盾は、社会に反映されるものであり、政治思想の要諦はそこにこそ存在するものであること

を実証的に提示したことが研究の意義としてあげられている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は東洋政治思想において、従来抽象的に議論されることの多かった儒教思想が、教化政策を通じて李朝社会を変革し、民衆の「対策」をも招来した過程を実証的に明らかにした初の本格的な政策史研究である。『高麗史』等を用いて復原された古俗としての葬法が、儒礼教化政策によって抹殺、変形を余儀なくされる状況の描写など、理論と現実が見事に調和をなし、論文に強い説得力をもたせている。

筆者は難解な儒家文集等を史料として用い、それに政治思想史、民俗学、社会学、行政学、等々の該博な知識を織り込みながら、論を進めているが、論文の構成、論理は緻密で一貫しており、文化（古俗）と文明（儒礼）の葛藤を考察する文明史の趣すら感じさせる。

本論文は、近代以前の朝鮮社会の政策による改造と破綻を実証したものとして、日韓両学会におけるこの分野の嚆矢であり、学会への大きな貢献をなすものとして後日出版された際には、日本・韓国の学者に広く読まれることが期待される。

筆者は今後の課題として、地域面では、中国における儒礼教化との比較を、歴史面では、朝鮮社会が日本植民地時代にいかに変化するかを2点をあげており、これらが完成するならば、東洋政治思想研究に大きな広がりや深さをもたらすに相違ない。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。